



## 高齢者を対象とした 無料の歯科健診を実施しています

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を12月31日（歯科医療機関の休診日を除く）まで実施しています。対象の方でまだ受診していない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

◇実施期間 12月31日（木）まで（歯科診療機関の休診日は除きます）

◇対象者 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度75歳、80歳、85歳を迎えた方

①昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方（満75歳）

②昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方（満80歳）

③昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方（満85歳）

※対象の方には8月中旬に健診の案内を送付しています。（施設入所者等を除く）

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

◇健診内容 口腔内の状態を確認する検査や口腔機能の評価等（入れ歯の方も受診できます）

※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

◇受診場所 茨城県歯科医師会に所属のうち、実施歯科医療機関一覧に記載のある歯科医療機関

※実施歯科医療機関一覧は、健診の案内と併せて送付しておりますのでそちらをご確認ください。

◇受診方法 受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて予約をしてください。受診日までに受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになり受診してください。

◇問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合・事業課保健資格班 ☎029-309-1212

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告に必要な書類です～

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が、所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるには、年末調整や確定申告などの際に、保険料を納付したことを証明する領収証書などを添付することが義務付けられています。

このため日本年金機構では、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」というハガキを、11月上旬または2月上旬に次の方を対象に送付します。

①11月上旬送付対象者 令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方

②2月上旬送付対象者 上記①以外の方で、令和2年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した方

### ◎社会保険料控除とは…

自分自身や配偶者、その他の親族の負担すべき国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの社会保険料を納付（給与から天引きされた金額も該当）したときに受けられる所得控除のことです。

### ◎大学生の子どもや家族などの国民年金保険料を納付したときは…

配偶者やご家族が負担すべき国民年金保険料を納付したときは、その納付額をご自身分の納付額と合わせて申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。

### ■ 控除証明書に関するお問合せは《ねんきん加入者ダイヤル》へ

▶ナビダイヤル ☎0570-003-004（IP電話、海外からは利用不可）

▶一般電話 ☎03-6630-2525（IP電話、海外からも利用可能）

※土曜日（第2土曜日を除く）・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）はご利用できません。

◎受付時間 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日・午前9時30分～午後4時